免許	免許の内容となるべき事項				漁業権者	
番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市門崎から南あわじ市阿万塩屋町に至る間の地先		
共	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域		
第	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	、次の点のうちA、ア及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を		
138	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	除く。  (除外区域)		
号	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	( トホッグト )    点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれ <i>1</i>	区域	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	C	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 徳島県鳴門市裸島頂上  C 徳島県鳴門市飛鳥頂上		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	D   南あわじ市阿万吹 上町船合の島		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市福良湾煙島頂上		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Eから162度27分1,020メートルの点 エ Eから162度43分928メートルの点 オ Eから166度52分931メートルの点 カ Eから166度9分1,040メートルの点		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業		キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで付記 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第138号

漁場の位置 南あわじ市門崎から同市阿万塩屋町に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線

によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。

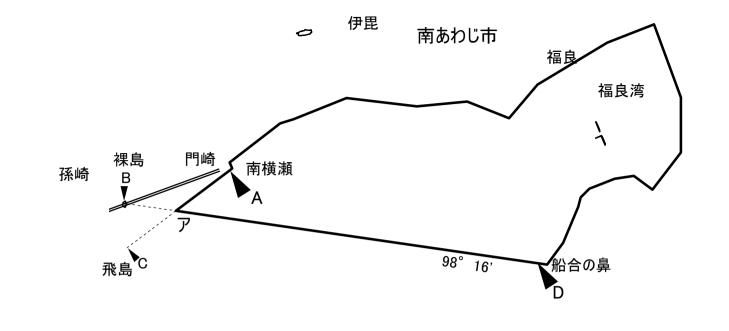
(除外区域)

点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によっ

て囲まれた区域

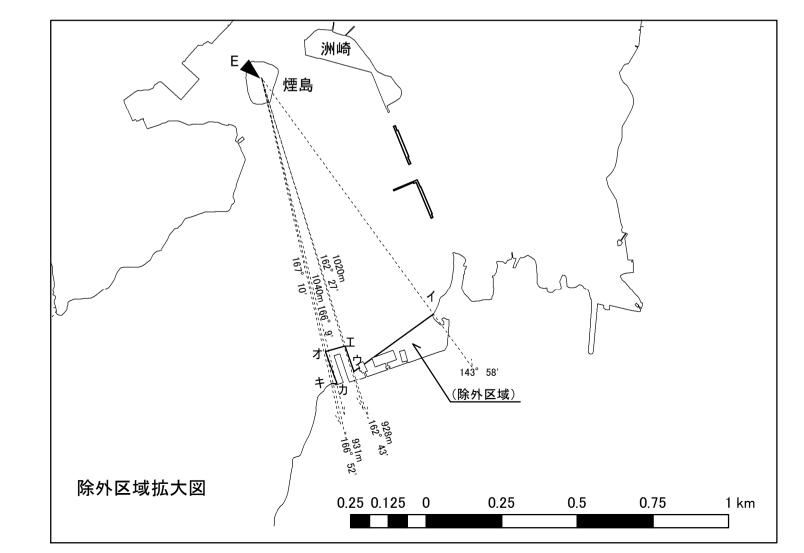
## 点の位置

- A 南あわじ市門崎南横瀬
- B 徳島県鳴門市裸島頂上
- C 徳島県鳴門市飛島頂上
- D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻
- E 南あわじ市福良湾煙島頂上
- ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点
- イ Eから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点
- ウ Eから162度27分1,020メートルの点
- エ Eから162度43分928メートルの点
- オ Eから166度52分931メートルの点
- カ Eから166度9分1,040メートルの点
- キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点











共第138号漁場

